

建築事件において事案に適した専門分野の専門家を選定するために 裁判所において把握することが考えられる情報等について

令和7年3月

建築関係訴訟委員会

5

建築に関する専門的事項が主たる争点となる建築事件を合理的期間内に適正に解決するためには、事案に適した専門分野の専門家の協力を得ることが重要です。

本資料は、建築事件において事案に適した専門分野の専門家を選定する際の参考にしていただくために、東京地裁及び大阪地裁において調停委員等の専門分野を把握するために実施しているアンケートの項目や、本委員会におけるこれまでの議論の内容を整理したものです。

○ 専門家についての情報

事案に適した専門分野の専門家を選定するために把握することが考えられる情報は下記のとおり多岐にわたっているが、所属の調停委員・専門委員が多くない庁では、まず、別紙のようなアンケートを利用して、調停委員等の資格や専門分野を把握しておくだけでも有用である。

その上で、アンケートで把握している情報に基づいて選定した専門家に対して受任の可否を打診するに当たって、下記の項目を参考に当該事案で知見が必要となると思われる個別具体的な構造種別や建物種別、分野を併せて伝える（例えば、当該事件においては、鉄筋コンクリート造の事務所兼店舗に係る施工のうち基礎工事と外構工事が問題となっており、損害額の算定に当たって建築工事費の積算が問題になる可能性がある旨を伝える等。）ことで、専門家に対してその事案に要する専門的知見をよりの確に伝えることが可能になると思われる。

(1) 所属団体、勤務先の別

各地域の建築士会、建築士事務所協会、日本建築家協会支部、日本建築学会支部等建築士事務所登録している勤務先（事務所名・登録番号）、その他

(2) 資格等の別

一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築基準適合判定資格者
構造設計一級建築士、構造計算適合性判定資格者、建築構造士、住宅性能評価員、
設備設計一級建築士、建築設備士、平成19年以降講習合格の管理建築士、
一級施工管理技士（区分）、二級施工管理技士（区分）、技術士（分野）、

建築積算士、その他

(3) 経験のある構造種別

木造軸組、木造枠組、2×4、木造とその他の混構造、軽量鉄骨造、鉄骨造、
RC造（鉄筋コンクリート造）、SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、
プレキャストコンクリート造、その他

(4) 経験のある建物種別

ア 戸建て住宅

イ 戸建て住宅以外

集合住宅、事務所、店舗、工場、高層ビル、高層マンション、大型商業施設、病院、
その他の建物（役所、学校、体育館、スタジオ等）

(5) 経験のある分野

ア 設計・監理

意匠設計、構造設計（構造計算、耐震・免震・制震設計、特殊構造〔シェル構造等〕）、
設備設計（空調設備設計、給排水衛生設備設計、電気設備設計、防火設備設計）、
外構、土木関係、工事監理、設計出来高算定等

イ 施工

土木工事、基礎工事、躯体工事（木造躯体、鉄骨造躯体、RC造躯体、
SRC造躯体、プレキャストコンクリート造躯体、その他）
外装工事（防水工事、タイル・石工事、吹付け・塗装工事、防錆、屋根工事）
内装工事（造作工事、防食・防腐、床工事〔床鳴り等〕）
設備工事（空調・換気工事、給排水衛生工事、電気工事〔強電、弱電等〕、その他）
溶接工事、外構工事
施工管理（元請・下請関係、安全管理、原価・工程管理、品質管理）
補修（補修方法、補修費用算定）、リフォーム工事等

ウ 積算・見積り

(費目別)

建築工事費、設備工事費、工事出来高算定

(工事別)

公共工事、民間工事

(構造別)

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、
木造とその他の混構造等

(建物別)

戸建住宅、集合住宅、店舗、事務所、工場、高層ビル、高層マンション等

(契約当事者別)

施主・元請関係、元請・下請関係

5 **エ 環境工学**

断熱・防露、防音（遮音・吸音・防振）、換気、シックハウス、
アスベスト・有害化学物質、
日照・日射、振動・揺れ、風害、工事騒音・工事振動

10 **オ 地盤・基礎**

土質、基礎、杭、地盤改良、山留め、擁壁、地すべり・沈下、傾斜、免震等

カ 構造（材料別）

木材、コンクリート、鉄筋、鉄骨、ALC・PC部材等

キ 外装（材料別）

タイル、石、サッシュ・ガラス、外壁材、屋根材、防火材・耐火材等

15 **ク 内装（工事別）**

床材、建具、壁・天井材等

ケ 建築関係法規

単体規定、集団規定

コ 改修工事、各種リフォーム

20 **サ その他**

上記の専門分野等についての補足説明（たとえば、戸建住宅の断熱分野は得意であるが、集合住宅の断熱分野は未経験であるなど）、上記以外の専門分野等

(6) 具体的な経験の有無、年数等

ア 業務経験

25 たとえば、構造計算については、①実際に行った経験があるかどうか、②経験がある場合は経験年数・回数及び主な構造種別と規模、③建築主側の建築士として平成19年以後構造計算適合性判定を受けたことがあるかどうか、同判定を受けたことがある場合はその回数、④構造計算適合性判定員として構造計算適合性判定を行ったことがあるかどうか、行ったことがある場合はその回数なども併せて把握しておくことが考えられる。

30 また、工事監理、施工管理、積算についても、実際に行った経験があるかどうか、経験がある場合は経験年数・回数も併せて把握しておくことが考えられる。

イ 裁判手続に関わった経験

他庁において鑑定人や専門委員・民事調停委員として事件に関与した経験の有無、事件の当事者からの依頼に基づいて裁判所に提出する意見書を作成したり、証人として出廷した経験の有無、経験がある場合は鑑定、説明又は意見を求められた内容

ウ 裁判所外の機関において調停等に携わった経験

裁判所外の機関における調停・あっせん委員、相談員の経験の有無、経験がある場合はその名称・経験年数

(7) その他

事件を受任する際の希望、差支えの曜日その他

○ 事案に適した専門分野の専門家を選定するための留意点

(1) 具体的な事件の審理を離れた場面

- ・ アンケート等により専門家についての情報を収集する際には、対応可能な分野等を幅広く尋ねるとともに、別途、その中でも得意な分野等を尋ねておくことが有効である。
- ・ 建築に関する資格には維持や更新のために定期的に講習を受けなければならないものもあるので、長期間情報を更新していない場合には、改めて確認することも考えられる。
- ・ 地域的な特性（寒冷地、塩害等）に照らして把握することが有用な情報（そうした特性に応じた建物の仕様に係る設計・施工の経験等）は異なり得る。
- ・ 建築事件を特に多く取り扱っているわけではなく、所属する専門家の数も少ない小規模庁においては、専門家の経験について、住宅・非住宅の別や、意匠・設備・構造・施工の別を把握しておくだけでも有用である。

(2) 具体的な事件を審理する場面

- ・ 複数の専門分野の知見が必要になる場合には、一人の専門家を選定すれば足りる事案（例えば、戸建住宅が問題となる事案では一人の建築士を選定すれば足りる場合もある。）か、各専門分野に対応した専門家を複数人選定する必要がある事案かを見極めることが重要である。
- ・ 当該事案でどの専門分野の知見が必要になるのかを把握することが容易ではない場合には、所属の調停委員等に当該事案でどのような分野の知見が必要になるかを尋ねることも有益である。
- ・ 関係する建築関係法規が改正されている場合には、問題となっている建物の施工当時の法令下での業務経験があるかどうかを確認することが有用である。
- ・ 裁判所が把握している情報によって事案に適した専門分野の専門家を選定することが

できない場合でも、その地域の専門家の専門分野をよく把握している調停委員等に相談することで適切な選定につながることもある（特に、所属する専門家の数が少ない小規模庁の場合など）。

- 5. • 一人の専門家を選定して審理を進めたところ、当該専門家の専門外の知見が必要になった場合には、追加で専門家を選定することが考えられる。
- 高度な専門的知見が問題となる事案について、最高裁民事局を通じた日本建築学会・土木学会への推薦依頼スキームを活用したり、対応する日本建築学会司法支援建築会議支部がある庁においては、当該支部に対して専門家の推薦依頼を行うことが考えられる。

以上

